

お知らせ

平成30年3月9日九州電力株式会社

川内原子力発電所 1, 2号機の特定重大事故等対処施設の 工事計画認可申請書を提出しました

―「新たに設置する設備等」に係る申請―

当社は、平成29年4月5日に原子炉設置変更許可を頂きました川内1,2号機の特定重大事故等対処施設について、本日、「新たに設置する設備等」に係る工事計画認可の申請書を、原子力規制委員会へ提出しました。

今回申請する内容は、発電機等の新たに設置する設備等に関するものです。

当社は、今後も、国の審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、原子力発電所の 安全性・信頼性向上に取り組んでまいります。

(参考)

- ○特定重大事故等対処施設を法令で定められている期限内に設置するため、工事計画認可申請の手続きを「原子炉補助建屋等に設置する設備」、「新たに設置する建屋等」、「新たに設置する設備等」の3つに分割しています。
- ○川内原子力発電所1,2号機の特定重大事故等対処施設に係る申請状況

	川内1号機	川内 2 号機
原子炉補助建屋等に設置する設備	(申請)H29.5.24 (補正)H29.12.25、H30.1.31、 H30.2.28	(申請)H29.7.10
新たに設置する 建屋等	(申請)H29.8.8 (補正)H30.2.20	(申請)H29.8.8
新たに設置する 設備等	(申請) <u>H30.3.9 (今回)</u>	(申請) <u>H30.3.9(今回)</u>

以上

ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」 そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。 それが、私たち九電グループの思いです。